

(法務委員会)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事補の員数を十五人減少し、八百四十二人に改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十一人減少し、二万千七百四十四人に改める。
- 三、この法律は、令和五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。